釧路湿原自然再生事業 全体構想 概要

第1期 平成17年 3月作成 第2期 平成27年 3月作成

目標

この地域に本来生息している生きものたちが絶滅することなく生きていける環境、そして私たちの暮らしに 豊かな恵みをもたらす「水と緑の大地」を取り戻す。

流域全体としての到達すべき目標として、

①湿原生態系の質的量的な回復、②湿原生態系を維持する循環の再生、③湿原と持続的に関われる社会づくりの3つを設定。

課題

- ▶ 湿原や河川・湖沼への土砂や栄養塩の流入・増加、ハンノキ林の拡大、
- > 湿原特有の希少な野生生物の個体数や分布面積の減少、外来植物の侵入、湿原生態系のバランスの崩れ
- 河川整備による生物の生息環境の単純化や変化、地下水位の低下に伴う周辺の土地の乾燥化などの植生の変化造林による生態系の質の低下や雨水の流入量の不安定化・湧水の消滅、森林荒廃の懸念
- ▶ アオコの発生、水生植物の減少、水質の悪化 ▶ 景観の悪化、利用マナーに関する問題・オーバーユース、活用による環境負荷の低減、湿原や自然再生に対する関心

釧路湿原自然再生協議会

平成15年11月に組織化 令和 2年11月時点で構成員数137 個人(専門家を含む)66、団体61、 関係地方公共団体7、関係行政機関3

対象区域

釧路川水系の集水域 約25. 1万ha









釧路湿原における自然再生の原則

- 生態系のつながりがある流域全体を対象に考える(流域視点の原則)
- 残された自然の保全を優先し、できるだけ自然の復元力にゆだねて、自律的な自然の回復を目指す (受動的再生の原則)
- 科学的な知見を集積し、現状を把握する(現状の科学的な把握)
- 長期的な視野で具体的な目標を設定する(明確な目標設定)
- 各施策は結果を評価・検証しながら、補正して対応できるように運用する(順応的管理の原則)
- 良好で多様性のある自然を取り戻すという目標のために、修復も選択肢に含める(自然の保全・復元 と修復)
- 地域の産業や治水・利水と自然環境の効果的両立を目指す(地域産業・治水との効果的両立)
- 地域の多様な人々が連携し、地域の将来をともに考える(多様な主体の参加の原則)
- 十分な情報の公開と説明、対象に応じた効果的な情報発信を行なう(情報共有の原則)
- 地域の自然環境と、地域の産業・くらしとの関わりに対する理解を深める(環境教育の推進)

第1期の取組・成果

- 湿原生態系と希少野生生物の生息・ 生育環境の保全・再生
- 河川環境の保全・再生
- 湿原・河川と連続した丘陵地の森林 の保全・再生
- 水循環・物質循環の再生
- 持続的な利用と環境教育の促進

第2期の取組

- 湿原・湖沼生態系の保全 · 再生
- 河川環境の保全・再生
- ・ 湿原・河川と連続した丘陵地の森林の保全・再生
- 水循環・物質循環の再生
- 湿原 ・ 河川 ・ 湖沼への土砂流入の抑制
- 自然再生を通じた地域づくりの推進
 - 自然再生の普及と環境教育・市民参加の促進